

○宮崎県がん診療連携協議会緩和医療専門部会要項

〔平成20年11月13日  
制 定〕

改正 平成27年9月3日

(趣旨)

第1条 この要項は、宮崎県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）規程第8条第2項の規定に基づき、宮崎県における緩和医療に係る専門的事項を審議するため、協議会緩和医療専門部会（以下「専門部会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 専門部会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 緩和ケア研修の企画に関する事。
- (2) 緩和ケア研修会の実施に関する事。
- (3) 医師、看護師及び薬剤師等を含めたチームによる緩和医療の提供体制に関する事。
- (4) 地域の医療機関及び在宅療養支援診療所等との連携協力体制の整備に関する事。
- (5) その他宮崎県における緩和医療の提供体制に関する事。

(組織)

第3条 専門部会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 各がん診療連携拠点病院において緩和医療に携わっている者
- (2) その他協議会の議長が必要と認める者

2 前項の委員は、協議会の議を経て、協議会の議長が委嘱する。

(任期)

第4条 前条第2項に掲げる委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長)

第5条 専門部会に部会長を置き、第3条第1項第1号の委員のなかから協議会の推薦に基づき、協議会の議長が委嘱する。

- 2 部会長は、専門部会を招集し、その議長となる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 4 部会長は、専門部会における審議結果を協議会に報告するものとする。

(会議)

第6条 専門部会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席できないときは、その代理者を会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第7条 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第8条 専門部会の事務は、宮崎大学医学部医事課において処理する。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

- 1 この要項は、平成20年11月13日から施行する。
- 2 この要項施行後、最初に委嘱される第3条第2項の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成22年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成27年9月3日から施行する。